

### 3 - 3 . 環境ラベルの相互認証に係る調査

#### 3 - 3 - 1 日中韓相互認証に係る調査

##### 1 ) 日中韓環境ラベル相互認証の現状

日中韓 3 カ国は、日中韓環境大臣会合(TEM)の下に設置された日中韓環境産業円卓会議(RTM)のもと、2005 年から日本のエコマーク、中国・環境ラベル及び韓国・環境ラベル制度との間で基準の共通化とともに相互認証の実施に向けた検討を継続し、これまで毎年 1 回を目安に日中韓環境ラベル実務者会議を開催してきた。

2007 年に日中韓 3 カ国で初めての共通基準「パーソナルコンピュータ(PC)」が合意されて以降、2012 年の「複合機(プリンタ・複写機)」を皮切りに 2019 年の「家具」まで、毎年、共通基準に関する合意書が締結され、共通基準は 10 分野 11 品目に拡大している。また、2012 年には「日中韓環境ラベル間における MRA ベース認証手順に関する合意書」及び「日中韓の相互認証の運用に係わる規則」が締結され、これにより相互認証の実施方法が定まり、日中韓 3 カ国の相互認証が開始された(現在の対象カテゴリは表 3-3-1.の通り)。これまで日韓間においては、この相互認証の仕組みを利用して日本から韓国・環境ラベルを取得した実績が 594 件(2021 年 1 月 31 日時点)になり、着実に活用実績が増加している。また、令和元年度(2019 年度)には、日中間においても、この相互認証の仕組みを利用して、日本から中国・環境ラベルを取得した実績が 1 件誕生した。

令和 2 年度(2020 年度)は、2020 年 9 月の日中韓環境ラベル実務者会議(オンライン開催)(以下「実務者会議」という。)において共通基準項目が合意された「印刷インキ」について、同 11 月に共通基準の合意書資料編 3-3-1 を締結した。次に共通基準化を行う対象として選定された「壁及び天井等の仕上げ材」については、2021 年度に開催される実務者会議(中国：予定)で協議する予定となっている。

表 3-3-1. 日中韓 3 カ国で共通基準を設定している商品カテゴリ





対象商品カテゴリ [共通基準名]	対応する各国の基準			状況	
	日本	中国	韓国		
パーソナルコンピュータ(PC) [CJK-01-2007(B)]	No.119 Ver.2	HJ2536-2014	EL144、 EL145、 EL147	各国基準が数度改定されていることから、2015 年 4 月に共通基準項目の再設定を実施し、覚書を取り交わした。	
複合機(MFD)	プリンタ [CJK-02-2009(C)]	No.155 Ver.1	HJ2512-2012	EL142	各国基準が数度改定されていることから、2015 年 4 月に共通基準項目の再設定を実施し、覚書を取り交わした。
	複写機 [CJK-03-2009(B)]	No.155 Ver.1	HJ424-2017	EL141	各国基準が数度改定されていることから、2018 年 6 月に共通基準項目の再設定を実施し、覚書を取り交わした。
DVD 機器 [CJK-04-2013(A)]	No.149 Ver.2	HJ2511-2012	EL432	2013 年 10 月に共通基準の合意書が締結され、相互認証が開始された。	
テレビ [CJK-05-2014(A)]	No.152 Ver.2	HJ2506-2011	EL431	2014 年 11 月に共通基準の合意書が締結され、相互認証が開始された。	
プロジェクタ [CJK-06-2015(A)]	No.145 Ver.1	HJ2516-2012	EL146	2015 年 4 月に共通基準の合意書が締結され、相互認証が開始された。	

対象商品カテゴリ [共通基準名]	対応する各国の基準			状況
	日本	中国	韓国	
塗料 [CJK-07-2016(A)]	No.126 Ver.2	HJ2537-2014	EL241	2016年4月に共通基準の合意書が締結され、相互認証が開始された。
文具 [CJK-08-2016(A)]	No.112 Ver.2	HJ572-2010	EL108	2016年4月に共通基準の合意書が締結され、相互認証が開始された。
繊維製品 [CJK-09-2017(A)]	No.103 Ver.3 等	HJ2546-2016	EL311	2016年3月に共通基準を作成するカテゴリに選定され、2017年8月に共通基準の合意書が締結された。
シュレッダー [CJK-10-2018(A)]	No.161 Ver.1	HJ2509-2012	EL150	2017年3月に共通基準を作成するカテゴリに選定され、2018年6月に共通基準の合意書が締結された。
家具 [CJK-11-2019(A)]	No.130 Ver.2	HJ2547-2016	EL172	2018年4月に共通基準を作成するカテゴリに選定され、2019年11月に共通基準の合意書が締結された。
印刷インキ [CJK-12-2020(A)]	No.102 Ver.2	HJ2542-2016 HJ 371-2018	EL602	2019年3月に共通基準を作成するカテゴリに選定され、2020年11月に共通基準の合意書が締結された。
壁及び天井等の仕 上げ材	No.123 Ver.2 等	HJ/T223- 2005	EL248	2020年9月に共通基準を作成するカテゴリに選定された。

### 3 - 3 - 2 その他の海外ラベルとの相互認証に関する調査

本項では、日本のエコマークが相互認証協定(MRA)を締結している海外のタイプ I 環境ラベル機関との相互認証について、最新の実施状況を整理した(表 3-3-2.)。本項では、エコマークが相互認証協定を締結し、活用実績がある 6 機関、ならびに世界エコラベリング・ネットワーク(GEN)の中で公共調達との結びつきが強く認定数も多い台湾グリーンマークの計 7 ラベルとの相互認証の動向を報告する。

表 3-3-2. 相互認証協定を締結している海外の環境ラベル機関

ロゴマーク				
国・地域	北欧 5 カ国	韓国	中国	ニュージーランド
ラベル名	ノルディック スワン	韓国・環境ラベル	中国・環境ラベル	ニュージーランド・環境チョイス
ラベル機関 (運営機関)	北欧エコラベル 委員会	韓国環境産業技術院(KEITI)	中環連合(北京)認証 センター有限公司 (CEC)	ニュージーランド エコラベリング トラスト (NZET)
対象商品 カテゴリ	複写機、プリンタ	PC、MFD(複写機、プリンタ)、DVD 機器、テレビ、プロジェクタ、塗料、文具、繊維製品、シュレッダー、家具、印刷インキ	PC、MFD(複写機、プリンタ)、DVD 機器、テレビ、プロジェクタ、塗料、文具、繊維製品、スキヤナ、シュレッダー、デジタル印刷機、家具、印刷インキ	複写機、プリンタ
開始時期	2002 年	2010 年	2012 年	2004 年
活用実績	あり	あり	あり	あり

ロゴマーク			
国・地域	タイ	ドイツ	台湾
ラベル名	グリーンラベル	ブルーエンジェル	グリーンマーク
ラベル機関 (運営機関)	タイ環境研究所 (TEI)	連邦環境・自然保護・建設・原子力安全省(BMUB)、連邦環境庁(UBA)、品質保証・表示協会(RAL gGmbH)、環境ラベル審査会(Jury)	環境開発財団 (EDF)
対象商品 カテゴリ	複写機、プリンタ、プロジェクタ	複写機、プリンタ	-
基本協定締結時期	2004 年	2014 年	2003 年
開始時期	2014 年	2015 年	-
活用実績	あり	あり	なし

## 1) 北欧5カ国「ノルディックスワン」

北欧5カ国(アイスランド共和国、スウェーデン王国、デンマーク王国、ノルウェー王国、フィンランド共和国)の環境ラベル「ノルディックスワン」(運営：北欧エコラベル委員会)では、現在、60の基準(200以上の商品カテゴリ)において、約30,469の製品及びサービス(ライセンス数：2,399、企業数：約2,000社)が認定を受けている(2021年2月時点)。



### (1) 日本エコマークとの相互認証協議の状況及び活用実績

エコマークを運営する(公財)日本環境協会と北欧5カ国による北欧エコラベリング委員会は、2002年に環境ラベル認証基準の部分相互認証契約「Agreement between Japan Environment Association and the Nordic Ecolabelling Board」を締結している。それ以降、この制度を活用し、ノルディックスワンの複写機・プリンタ基準「Imaging equipment Version 5.4」において相互認証を実施し、2010年から2014年3月までに62機種について事業者からの依頼を受け、(公財)日本環境協会は相互認証用の「エコマーク認定確認書(英文)」を発行した。既にエコマーク認定を受けた製品をノルディックスワンに申請する際、この証明書類を提出することにより、共通基準項目の審査が省略できる。

しかしながら、当初は、現地法人を通じて着実に相互認証制度が利用され、審査期間が短縮されるなどの効果が確認されていたものの、2013年6月にドイツ・ブルーエンジェルRAL-UZ171基準をもとに策定されたノルディックスワン「Imaging equipment Version 6.0」の新基準が発効し、従来の基準には明記されていたエコマークとの共通基準が削除されたため、2014年4月以降のエコマークとの相互認証は実質的に停止していた。

そこで、エコマークの複写機・プリンタ基準も、RAL-UZ171を参考に見直しを実施し、2014年5月にエコマーク商品類型No.155「複写機・プリンタなどの画像機器 Version 1」基準を制定するとともに、ノルディックスワンの実務担当者との共通基準の再設定の協議を進めた結果、2015年2月にノルディックスワン「画像機器」基準がVersion 6.2に改定された。これにより、同日からエコマークとノルディックスワンの相互認証の受付が再開された。

現在のノルディックスワン基準の最新バージョンはVersion 6.7(ブルーエンジェル DE-UZ205に対応するバージョン)である。引き続き相互認証のスキームは継続されているものの、共通基準項目が再設定された2015年以降、相互認証の活用実績は出ていない。製造事業者によると、欧州で販売するモデルと日本モデルの製品ラインナップの相違や、日本よりも先に欧州で製品を発売するケースがあるなどの要因により、相互認証が利用できない事情もあるとのことである。

### (2) ノルディックスワンの最新動向

ノルディックスワンの令和2年度(2020年度)の動きとしては、サーキュラーエコノミーの観点から、携帯電話やパソコンなどの電子機器の廃棄を抑制するための新たな認定基準「液体で損傷した電子機器のクリーニング」が制定された。また、改定作業中であった「衣料用洗剤・しみ抜き剤」、「コピー用紙及び印刷用紙」、「自動車、ボート、列車のケア製品」、「家具」の新たな基準が制定された。現在、改定作業が行われているのは、

「印刷サービス」、「繊維製品」、「屋外用家具」、「ホテル・飲食店・会議施設」の基準である。なお、新たに「電子商取引における運送サービス」の基準を策定中である。

## 2) 大韓民国「韓国・環境ラベル」

韓国のタイプ 環境ラベルである「韓国・環境ラベル」は、韓国環境部所管の準政府機関である韓国環境産業技術院(KEITI)によって運営されている。2021年1月時点で164製品及び5サービスに対して基準が設定されており、17,848製品(4,507社)が認定を受けている。



### (1) 日本エコマークとの相互認証協議の状況及び活用実績

エコマークと韓国・環境ラベルとの相互認証の活用状況については、エコマーク認定製品であり、相互認証の申請方法に基づいて韓国現地法人を通じて韓国・環境ラベルを取得した機種が2021年1月末時点で594機種にのぼる。

日韓の相互認証に関しては、日中韓環境産業円卓会議(RTM)のもと、2005年から協議を開始し、2007年に「日中韓環境ラベル間における基本合意書」を締結した。2012年には相互認証の実施方法のルールを規定する「日中韓環境ラベル間におけるMRAベース認証手順に関する合意書」及び「日中韓の相互認証の運用に係わる規則」を締結し、日韓の相互認証が開始された。

現時点まで、日韓の相互認証の活用実績としては、複写機、プリンタなどの複合機がほとんどを占めているが、この過程において様々な課題を解決してきた。

エコマークでは、2014年5月にブルーエンジェルRAL-UZ171に対応するNo.155「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1」基準を制定したが、その際には韓国側が未対応であったため、エコマークのNo.155基準に対応する共通基準が設定されない期間が生じ、No.155基準で認定を受けた製品を韓国・環境ラベルに申請した場合、相互認証が活用できずに審査が停止するケースが発生していた。そこで2014年12月に日韓の実務担当者で協議を行い、2015年1月からは、エコマークを運営する(公財)日本環境協会から相互認証用の「エコマーク認定確認書」を新たに発行し、その認定確認書には、「No.155基準は、旧No.117「複写機 Version2」またはNo.122「プリンタ Version2」の基準を満たす」と記載することで、No.155の認定製品でも暫定的に従来の相互認証の手続きを利用できるようにした。また、これまでこの認定確認書を発行していなかったために、同一機種において日本で認定を受けた機種名と韓国で申請する機種名が異なる場合、韓国側での審査に時間がかかるケースや相互認証が活用できなかったケースがあったため、認定確認書にはその対応関係を記載することとした。なお、2015年から続いた暫定的な運用も2018年6月に「複合機(複写機)」の共通基準改定の覚書が締結されたために終了した。その後も韓国側の認証業務の実務担当者と打合せを適宜実施し、相互認証手続きで生じる細かな課題等に関して意見交換を行い、円滑な相互認証の進展に努めている。

令和2年度(2020年度)については、3-3-1項で報告した通り、引き続き日中韓の環境ラベル間で相互認証の協議を継続している。

相互認証の活用実績としては、2020年2月以降、(公財)日本環境協会は、韓国に申請す

る 111 機種(韓国申請機種)の複写機・プリンタに対して相互認証用の「エコマーク認定確認書」を発行し、これまでに 83 機種が認定を受けている(2021 年 1 月 31 日時点、累計 594 機種)。現時点において、相互認証を活用する事業者からは、確認書の発行により共通基準項目に関して一切書類を要求されることがなくなり、非常に利便性が上がっているとの声が寄せられており、今後も着実に相互認証の利用が進むものと思われる。

## (2) 韓国・環境ラベルの最新動向

韓国・環境ラベルの最新情報としては、基準策定・改定を予定している商品カテゴリは、表 3-3-3.の通りとなっている。

表 3-3-3. 韓国・環境ラベルの基準策定/見直し一覧

No.	基準番号	商品カテゴリ名	
基準策定中の商品カテゴリ (1)			
1		Window (Fine) Dust Screen	防塵ネット
2			
3			
4			
基準改定中の商品カテゴリ ()			
1	EL		
2			
3			
4			

## 3) 中華人民共和国「中国・環境ラベル」

中国のタイプ 環境ラベル「中国・環境ラベル」は、中国生態環境部(MEE)から権限を与えられた中環連合(北京)認証センター有限公司(CEC)によって運営されている。2021 年 2 月時点で 104 の製品カテゴリの基準が設定されており、11,463 ライセンス(4,910 社)が認定を受けている。



### (1) 日本エコマークとの相互認証協議の状況及び活用実績

日中の相互認証に関しては、日中韓環境産業円卓会議(RTM)のもと、2005 年から協議を開始した。2007 年に「日中韓環境ラベル間における基本合意書」を締結し、2012 年に「日中韓環境ラベル間における MRA ベース認証手順に関する合意書」及び「日中韓の相互認証の運用に係わる規則」が締結され、これにより相互認証の実施方法のフレームが定められた。日中韓の共通基準の合意書については、3-3-1 項で報告したとおりであるが、日中 2 力国間では、2017 年 10 月に「スキャナ」の共通基準に係る合意書を締結している。また令和元年度(2019 年度)は、日中間で 2 品目目となる「デジタル印刷機」の共通基準設定の協議が 2019 年 8 月の日中環境ラベル実務者会議で行われ、同 10 月の GEN の年次総会(AGM)(中国・蘇州)の会期中に共通基準の合意書が締結された。

相互認証の運用については、基礎的な枠組みは前述のとおり整っていたが、日韓間とは異なり思うように活用が進まなかったことから、日中間では 2013 年 7 月に認証機関である CEC の実務担当者と相互認証の実務面での協議を開催し、認証手続きに関する合意形

成を行った。さらに、2014年度に日中間で相互認証の実現に向けた試験運用を行うことで合意し、活用事業者を募集したが、事業者から試験運用の協力は得られなかった。その後、2015年4月に日中韓でMFDのプリンタの共通基準が再設定されたことを受けて、同年7月に協力事業者を募り試験運用を試みたが、CEC側で「エコマーク認定確認書」が受理されず、相互認証が正常に機能しないことが判明した。そのため、(公財)日本環境協会では、2016年3月の日中韓環境ラベル実務者会議において、この不受理の理由を中国に確認するとともに、今後「エコマーク認定確認書」が適正に受理され、相互認証の手順が履行されるように中国側と手続を確認した。2019年には、前述の日中の「デジタル印刷機」共通基準において、エコマーク認定の1機種が相互認証を活用して初めて中国・環境ラベルに認証され、2019年10月のGENのAGM(中国・蘇州)の会期中に認証授与式が行われた。

令和2年度(2020年度)については、それに続く活用実績は誕生していない。

## (2) 中国・環境ラベルの最新動向

中国・環境ラベルの最新情報としては、基準策定・改定を予定している商品カテゴリは、下表3-3-4.の通りである。

表 3-3-4. 中国・環境ラベルの基準策定 / 見直し一覧

基準番号	商品カテゴリ名	
基準策定中の商品カテゴリ(5)		
	Washing service	洗濯サービス
	No Water hygiene system	循環型無水トイレシステム
	Small household appliances	小型家庭用電気器具
	Regenerated rubber products	再生ゴム製品
	Pen	ペン(文具)
改定作業中の商品カテゴリ(2)		
HJ/T296-2006	Sanitary wares	衛生器具
HJ/T297-2006	Ceramics tiles	セラミックタイル

## 4) ニュージーランド「環境チョイス」

ニュージーランド・エコラベリング・トラスト(NZET)が運営しているタイプI環境ラベル「ニュージーランド・環境チョイス」では、現在、29の製品カテゴリにおいて、1,458の製品及びサービス(企業数:52社)が認定を受けている(2021年1月時点)。



### (1) 日本エコマークとの相互認証協議の状況及び活用実績

日本とニュージーランドの間では2005年に「Mutual Recognition Agreement Environmental Choice New Zealand Japan Eco Mark Programs」と「Agreement between Japan Environment Association and The New Zealand Ecolabelling Trust」の2種類の合意書を締結しており、複写機・プリンタに関して相互認証を行っている。NZETによると、2021年1月現在の複写機・プリンタの認定製品147製品(3社)は全て日本のエコマーク認定製品であり、エコマークとの相互認証(共通基準の審査を省略)を活用して認定されたとしている。エコマーク認定品であれば、環境チョイスの基準にも適合するため、令和2年度(2020年度)においても、手続き面で障害となる事項は発生していない。なお、複写

機・プリンタの相互認証で認定を取得している会社数が、COVID-19の影響により昨年の5社から3社に減少している。

## (2) ニュージーランド・環境チョイスの最新動向

ニュージーランド・環境チョイスの令和2年度(2020年度)の動きとしては、EC-10「包装及び段ボール製品」、EC-12「新聞印刷用紙及び派生製品」、EC-13「衛生紙製品」、EC-26「事務用紙・文具」の認定基準が統合され、新たにEC-60「紙製品」の認定基準が制定される予定である。現在、策定中の認定基準はないが、今後新たに「空調システム(HVAC)」、及び「投資ファンド」の基準策定を検討している。

## 5) タイ王国「グリーンラベル」

タイでは、タイ環境研究所(TEI)が運営するタイプI環境ラベル「タイ・グリーンラベル」がある。2021年1月末時点で、124ある商品カテゴリのうち33の商品カテゴリにおいて、769の製品及びサービス(企業数：103社)が認定を受けている。



タイ・グリーンラベルは、東南アジア地域で最も基準数や認定製品数が多く、成功を収めているラベルである。また、タイの公共調達においてもグリーンラベルの取得が有利に働くため、多くの日系事業者が複写機、プリンタなどで認定を取得している。

## (1) 日本エコマークとの相互認証協議の状況

日本とタイ間では、2004年に相互認証基本協定である「Mutual Recognition Agreement Japan Eco Mark and Thailand Green Label」を締結し、2014年5月にタイ・ノンタブリーで行われた会議においては、相互認証の実施に向けた手順(フロー)の合意及びエコマーク No.155 基準に対応する共通基準項目が設定され(「プリンタ」共通基準項目25、「複写機」共通基準項目28)、同年9月に運用規則に関する合意書を締結し、正式に相互認証の運用が開始された。

その後、2015年にタイ側が「Printer」及び「Photocopiers」基準を改定し、日本側もエコマーク No.155「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1」基準を2016年4月、7月にそれぞれ部分的な改定を実施したことから、2016年9月には、「エコマークとタイ・グリーンラベル間の「複写機・プリンタなどの画像機器」の共通基準の改定に係る覚書(MOU: Memorandum of Understanding)」が締結された。

なお、ドイツ・ブルーエンジェル RAL-UZ205 (現在は DE-UZ205 と改称)基準が2017年1月に制定されたことを受け、日本では2018年1月に部分改定を実施し、No.155「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1.3」となった。これを受けて、2017年8月の日本・エコマークとタイ・グリーンラベルとの相互認証協議では、変更部分に関する運用方法を確認した(RoHS指令のフタル酸エステル類追加の適用時期、騒音基準など)。

省エネ基準については、両機関ともに国際エネルギースタープログラムを引用しているが、そのVersion3.0が北米で2019年10月11日に発効され、日本では2020年6月1日に発効したため、日本・エコマーク No.155 基準は2020年3月1日付けで部分改定を実施



している(Version1.4)。

一方、タイでもこれらの動向を踏まえ、改定作業が進められた。これまで複写機とプリンタはそれぞれ別の基準が策定されていたが、2020年9月13日に制定された新しい基準ではそれらの基準が統合され、内容を DE-UZ205 に合わせるとともに、国際エネルギースタープログラム Version3.0 の試験方法も採用されることとなった(新基準の内容は、3-2-2 項 タイ・グリーンラベル基準の改定動向にて報告)。

両国では、これまで設定していた共通基準項目の対応表を差し替える形で、タイの新しい基準 TGL-124-20「Printers and Copiers」に対応した共通基準を示した覚書[資料編 3-3-2]を 2021 年 2 月 3 日付けで合意した。これによって、現在の共通基準項目の設定において対応する両国の基準は下表 3-3-5.のとおりとなった。タイとの相互認証は約 200 機種種の活用があり、最も相互認証が活用されているものの一つである。より利便性が高く活用されるよう相互認証協議を引き続き推進していく。

表 3-3-5. 対応する両国の基準(2021 年 2 月末現在)

対象カテゴリ	日本	タイ
複写機及びプリンタ	No.155「複写機、プリンタなどの画像機器 Version1」	TGL-124-20「Printers and Copiers」

運用面では、これまで事業者の要望が多かった運用を 2018 年に開始している。具体的には、同一構造機器(同一シリーズ機)でエコマークを取得しているが、一部機器で取得していないケース(例えば、ipm が異なる機器)でも相互認証を活用できることに合意し、2018 年 9 月 20 日より運用を開始した。同一シリーズの派生機を申請する場合は、エコマーク事務局に対して 消費電力(Energy Star)、 有害物質の放散、 騒音の 3 つの基準項目を満たす試験結果の追加提出が求められる。2018 年 10 月以降に同一シリーズの派生機として相互認証の実績が誕生しており、今後も更なる利便性が得られるよう関係機関と協議を続ける。

「画像機器」以外の相互認証に関する動きとしては、2017 年 10 月に GEN の AGM(スウェーデン・ストックホルム)において、「プロジェクタ」の共通基準に関する合意書を締結し、「プロジェクタ」の相互認証が開始された。ただし、タイでは 2017 年 9 月に改定された「TGL-81-R1-17 Digital Projectors」が最新バージョンとなっており、共通基準項目の設定についてはこれをベースに行われている。一方、エコマークでは最新の市場動向や環境規制などを踏まえて Version1 基準を見直し、No.145「プロジェクタ Version2」認定基準を 2017 年 8 月に制定、さらに国際的にも先進的な基準となるよう 2019 年 4 月にも改定が実施されている。現状では、「プロジェクタ」の主たる基準である使用時の消費電力基準や有害化学物質の基準について、タイと日本で大きな差異があるため共通基準化が困難となっているが、将来的に No.145「プロジェクタ Version2」での共通基準化を見据えて、今後も情報交換を継続し、必要に応じて共通基準の改定を協議していく。

現在の共通基準項目の設定において対応する両国の基準は下表 3-3-6.のとおりである。

表 3-3-6. 対応する両国の基準(2020 年 2 月末現在)

対象カテゴリ	日本	タイ
プロジェクタ	No.145「プロジェクタ Version1」	TGL-81-R1-17「Digital Projectors」

## (2) 日本・タイ間の相互認証の活用実績

複写機・プリンタなどの画像機器では、これまでにタイ・グリーンラベルとの相互認証の活用を希望する日本の事業者に対して、タイに申請する合計 197 機種について、相互認証用の「エコマーク認定確認書」を発行した。前述の通り、派生機についても相互認証が活用できることとなったため、相互認証の申請件数が増えており、2020 年中には 100 機種ほどの実績が出ている。事業者からは、現地法人による申請段階において相互認証を活用することで共通基準項目に関して追加で要求される書類がなく、資料準備に係る工数がこれまでの半分程度に抑えられる、派生機に関して別途証明する内容が減り負荷軽減になったとの評価を得ている。なお、プロジェクタに関する相互認証の活用実績はまだ出ていない。

## (3) タイ・グリーンラベルの最新動向

タイ・グリーンラベルの基準策定・見直し状況は、下表 3-3-7.の通りである。2020 年中に新しく策定された基準は、旧 TGL-27-R4-15「複写機」と旧 TGL-37-R2-15「プリンタ」を統合した TGL-124-20「プリンタ及び複写機」の 1 件であり、2021 年 1 月末時点で 124 の商品カテゴリとなっている。また、2020 年中に改定された基準が 4、今後、改定予定の基準が 5 であるが、現在改定中、開発中及び開発予定の基準はない。

表 3-3-7. タイ・グリーンラベルの基準策定 / 見直し一覧

No	商品カテゴリ		
2020 年中に新規策定された基準			
1	TGL-124-20	Printers and Copiers	プリンタ及び複写機
2020 年中に改定された基準			
1	TGL-3-R4-20	Refrigerators	冷蔵庫
2	TGL-7-R4-20	Room Air Conditioner	エアコン
3	TGL-85-R2-20	Refrigerated display cabinet	冷蔵ショーケース
4	TGL-97-R1-20	Bottled water coolers	ウォーターサーバー
改定予定の基準			
1	TGL-8-R2-11	Papers	紙
2	TGL-44-12	Compostable plastics products	生分解性プラスチック
3	TGL-99-15	Portland cement and hydraulic cement	セメント
4	TGL-21-R2-14	Steel furniture	スチール家具
5	TGL-17-R1-13	Laundry services and dry cleaning services	クリーニングサービス

## 6) ドイツ連邦共和国「ブルーエンジェル」

ブルーエンジェルは、1978年に世界で初めて開始されたタイプI環境ラベルで、ドイツ連邦環境・自然保護・建設・原子力安全省(BMUB)が所有権を持ち、ドイツ連邦環境庁(UBA)、ドイツ品質保証・表示協会(RAL gGmbH)、環境ラベル審査会(Jury)の3機関が連携して運営している。2021年2月時点で、約120の商品カテゴリ数に対して、約12,000の製品またはサービスが認定されている。そのうち、最も認定数が多い基準が複写機・プリンタなどの画像機器であり、日系事業者の取得が多い。



### (1) 日本エコマークとの相互認証協議の状況

相互認証の協議は、2013年11月に開始され、2014年11月にドイツ・ベルリンにて、BMUB、UBAならびにRAL gGmbHと相互認証基本協定を締結した。基準の共通化としては、ブルーエンジェル RAL-UZ171「印刷機能を持つオフィス機器(プリンタ、複写機、複合機)(以下、画像機器)」基準をもとに、2014年5月にエコマーク No.155「複写機・プリンタなどの画像機器」基準が制定され、それを受けて2014年5月、9月及び2015年8月の協議を経て、2015年10月に認証手順及び運用規則を締結、「画像機器」の共通基準を策定し、相互認証の実務が開始された。

その後の協議状況としては、2016年にブルーエンジェル「画像機器」基準(RAL-UZ171)の見直し(全面改定)の検討が開始されたため、2016年6月と10月の「RAL-UZ171の改定に関する公聴会」(ドイツ・ベルリン)に(公財)日本環境協会の実務担当者も参加するとともに、併せて相互認証協議も実施した。新基準 RAL-UZ205(2018年以降は規格番号を DE-UZ205に改称)が2017年1月に制定され、これに整合を図る形でエコマーク No.155基準の部分改定が行われた。これを受けて、2017年12月に共通基準項目の再設定に向けた協議を行い、2018年10月に新しい共通基準のもとでの相互認証が開始された。

令和2年度(2020年度)については、DE-UZ205の改定作業が2020年8月から開始され、2回の技術会議(オンライン)と、11月23日、24日のエキスパートヒアリング(対面・オンライン併用)、12月のJuryを経て、2021年1月に新基準である DE-UZ219が制定された。令和3年度(2021年度)にエコマークの No.155「複写機・プリンタなどの画像機器」基準の改定を行ったうえで、相互認証の協議を進める予定としている。

### (2) 日本・ドイツ間の相互認証の活用実績

相互認証の活用実績としては、日本のエコマーク認定を取得した機種について相互認証を活用してブルーエンジェルの認定を受けた機種が、2016年6月に初めて2機種誕生した。その後、2019年1月までに相互認証用の「エコマーク認定確認書」を累計7機種に対して(公財)日本環境協会が発行し、そのうち累計3機種がブルーエンジェル RAL-UZ171の認定を受けている。また、日本の事業者がRAL-UZ171を取得した機種に関して、ドイツから相互認証を活用してエコマーク認定を受けた事例が2016年11月に1機種誕生した。他国の相互認証制度も含めて、相互認証制度を活用して日本エコマークを取得した初めての事例となり、日独双方で相互認証の有効性が確認された。(2021年3月時点の相互認証の実績：日本 ドイツ：3機種、ドイツ 日本：1機種)。

令和 2 年度(2020 年度)の活用実績は無かったが、次年度に DE-UZ219 との共通基準の設定協議を進め、相互認証が活用できる体制にする予定としている。

### (3) ブルーエンジェルの最新動向

ブルーエンジェル基準の制・改定は、ブルーエンジェルの独立した意思決定機関である環境ラベル審査会(Jury)で決定される。本年度は COVID-19 の感染拡大の影響により、2020 年 6 月と 12 月の Jury は、初めてオンライン会議で行われた。

6 月の Jury<sup>1</sup>では、DE-UZ154「繊維」基準において、社会的側面を扱う基準項目の拡大方針が決定されたことが特筆される。その他、DE-UZ62「持続可能なイベント」の新しいテスト契約も決定した。この基準は、既に実績のあるオーストリアのエコラベルと連携して開発されるとしている。

12 月の Jury<sup>2</sup>では新たに古紙を使用した製品群(DE-UZ217a、b)の基準が決定され、プラスチック代替商品への需要の高まりに対応するものと思われる。その他、日系事業者にも影響が大きい画像機器基準の DE-UZ205 が改定され、新たに DE-UZ219「印刷機能付き事務機器」として制定されたことが特筆される。社会的側面の基準の導入のほか、ほとんどの主要な観点で基準が引き上げられた。また、Jury では新たな基準策定として以下の提案が採択された。

- 培養土及び育苗培地

- 自然冷媒を使用した液体クーラー

- 3D プリンタ用の 3D-FFF プリンターフィラメント

上記に加え、2020 年 1 月以降に制・改定された基準を下表 3-3-8. に示す。

表 3-3-8. ドイツ・ブルーエンジェルの基準策定 / 見直し一覧

基準番号	商品カテゴリ名		制定・改定	有効期限	状況
DE-UZ 13	Salzfreie, abstumpfende Streumittel	無塩研磨剤	2021 年	2024 年	改定
DE-UZ 14a	Grafische Papiere und Kartons aus 100% Altpapier (Recyclingpapier und -karton)	古紙 100%の情報用紙・段ボール	2020 年	2024 年	改定
DE-UZ 14b	Fertigerzeugnisse aus Recyclingpapier	再生紙使用製品	2020 年	2024 年	改定
DE-UZ 72	Druck- und Pressepapier überwiegend aus Altpapier	古紙を使用した印刷及び出版用紙	2020 年	2024 年	改定
DE-UZ 77	System Stoffhandtuchrollen im Stoffhandtuchspender	タオルディスペンサー付属の布製タオルロール	2021 年	2025 年	改定
DE-UZ 84a	Kläranlagenverträgliche Sanitärzusätze	下水処理プラントと互換性のある衛生添加物	2021 年	2025 年	改定
DE-UZ 84b	Kläranlagenverträgliche Spülwasserzusätze	廃水処理プラント対応のリンス・水添加剤	2021 年	2025 年	改定
DE-UZ 99	Bewegungsflächenenteiser für Flugplätze	飛行場用移動エリア除氷装置	2021 年	2025 年	改定
DE-UZ 104	Nassreinigungsdienstleistung	ウェットクリーニングサービス	2021 年	2024 年	改定

<sup>1</sup> <https://www.blauer-engel.de/de/artikel/neuigkeit/2020/ergebnisse-der-sitzung-der-jury-umweltzeichen-im-juni-2020>

<sup>2</sup> <https://www.blauer-engel.de/de/artikel/neuigkeit/2020/ergebnisse-der-sitzung-der-jury-umweltzeichen-im-dezember-2020>

基準番号	商品カテゴリ名		制定・改定	有効期限	状況
DE-UZ 131	Digitale Schnurlostelefone	デジタルコードレス電話	2020年	2023年	改定
DE-UZ 132	Emissionsarme Wärmedämmstoffe und Unterdecken für Innenanwendungen	屋内用途向けの低排出断熱材と吊り天井	2020年	2024年	改定
DE-UZ 141	Umweltfreundliches Seeschiffsdesign	環境にやさしい船舶の設計	2021年	2025年	改定
DE-UZ 188	Staubsauger	掃除機	2020年	2023年	改定
DE-UZ 195	Druckerzeugnisse	印刷物	2021年	2025年	改定
DE-UZ 203	Shampoos, Duschgele und Seifen und weitere sogenannte Rinse-off-(abspülbare)-Kosmetikprodukte	シャンプー、シャワージェル、石鹸、その他リンスオフ化粧品	2020年	2025年	改定
DE-UZ 208	Windeln, Damenhygiene- und Inkontinenzprodukte	おむつ、女性用衛生用品、失禁用品	2021年	2025年	改定
DE-UZ 212	Kaminöfen für Holz	薪ストーブ	2020年	2023年	新規
DE-UZ 213	Server und Datenspeicherprodukte	サーバー及びデータストレージ製品	2020年	2022年	新規
DE-UZ 214	Klimaschonende Colocation-Rechenzentren	気候にやさしい共有データセンター	2020年	2023年	新規
DE-UZ 215	Ressourcen- und energieeffiziente Softwareprodukte	資源とエネルギー効率の高いソフトウェア製品	2020年	2023年	新規
DE-UZ 216	Betonwaren mit rezyklierten Gesteinskörnungen für Bodenbelag im Freien	屋外床用再生骨材を含むコンクリート製品	2021年	2025年	新規
DE-UZ 217a	Papiere aus 100 % Altpapier für Papiertragebehältnisse	古紙 100%の紙袋	2021年	2024年	新規
DE-UZ 217b	Papiertragebehältnisse aus Recyclingpapier	再生紙の紙袋及び箱	2021年	2024年	新規
DE-UZ 218	Mechanische Zargenbefestigungen für Zimmertüren ohne Einsatz von Bauschaum	機械式ドアフレーム固定(アセンブリフォームの不使用)	2021年	2024年	新規
DE-UZ 219	Bürogeräte mit Druckfunktion	印刷機能付き事務機器	2021年	2024年	改定
DE-UZ 220	Telefonanlagen und schnurgebundene Voice-over-IP-Telefone	電話システムとコード付き Voice-over-IP 電話	2021年	2025年	改定

## 7) 台湾「グリーンマーク」

台湾のタイプ I 環境ラベルとしては、環境開発財団(EDF)が運営している「グリーンマーク」がある。現在、165 の商品カテゴリ(有効 128、廃止 37)において、累計 18,452 製品またはサービス(有効：4,810、ライセンス数：381)が認定を受けている(2021年2月時点)。



### (1) 日本エコマークとの相互認証協議の状況

平成 25 年度(2013 年度)の本業務で実施した国内事業者向けのニーズ調査によると、台湾・グリーンマークの取得が現地の公共調達で求められるため、グリーンマークとの相互認証を希望する国内事業者が多いとの結果が得られている。

エコマークとグリーンマークは、2003年に相互認証基本協定「Mutual Recognition Agreement Eco Mark and Green Mark Programs」を締結しているが、現時点において相互認証の運用開始には至っていない。

2014年10月(台湾・台北)に行われた相互認証の協議では、対象カテゴリとして「画像機器」の共通基準を策定すること、及びエコマークが他の環境ラベル機関との間で採用している共通基準項目を設ける相互認証スキームを用いることで合意した。2015年7月(日本・東京)、10月(香港)の協議では、画像機器の共通基準設定及び運用規則の内容や、環境法規順守の証明に関して協議したが、妥結に至らずに検討を続けることとなった。2016年5月(日本・東京)の協議では、環境法規順守の運用に関して一定の方向性がつけられたため、台湾行政院環境保護署(EPA)に承認を得るステップに進むこととなった。その後も2016年9月(日本・東京)、10月(ウクライナ・キエフ)において、その他の内容をさらに詰めるために台湾の担当者と協議を重ねたが、後日、環境法規順守に関しての提案についてはEPAで受諾されなかったとの回答が台湾側からあった。また、グリーンマーク基準は、数世代前のブルーエンジェル基準を独自にアレンジした基準となっているほか、RoHS指令の対象物質においても閾値を極端に厳しくするなど、エコマーク No.155「複写機・プリンタなどの画像機器」基準との隔たりが大きい状況にある。

その後、グリーンマーク認定製品は、申請時に提出する証明書類等を基に製品の環境パフォーマンス評価を実施するという変更がなされており、相互認証を活用する際の情報提供のあり方についても合意が得られないまま、協議はここ数年膠着状態になっており、再開の見込みは立っていない。

## (2) 台湾・グリーンマークの最新動向

台湾でも COVID-19 の影響を受けて、申請に関しては、申請時に行われる現地立入調査の実施延期措置や証明書類の有効期間の延長措置が発表されている。現地の立入調査は、地域ごとに発令される感染状況の警告レベルに応じて再開すると発表されている<sup>3</sup>。

2020年1月以降のグリーンマーク基準の制・改定状況は下表 3-3-9.の通りである。現在、新しい基準の開発予定はないが、「電気二輪車」、「オートバイ」、「印刷物」、「生分解性プラスチック」、「除湿機」及び「農業資源から作られた製品」の基準を改定作業中とのことであった。

表 3-3-9. 台湾・グリーンマークの基準策定 / 改定 / 廃止一覧

No.	分類	商品カテゴリ名		公告日時	状況
19	M-07	列印機	プリンタ	2020年2月10日	改定
21	C-06	電動機車	電気二輪車	2021年1月20日	改定
48	K-06	除湿機	除湿機	2021年1月20日	改定
50	N-14	回収再利用碳粉匣	再生トナーカートリッジ	2020年2月10日	改定
78	M-11	影像輸出装置	画像機器	2020年2月10日	改定
84	D-07	生物可分解塑膠產品	生分解性プラスチック製品	2021年1月20日	改定
94	C-10	小汽車	自動車	2020年8月14日	改定
110	C-13	機車	オートバイ	2020年2月10日	改定

<sup>3</sup> <https://greenliving.epa.gov.tw/newPublic/News/Contents/45775>

No.	分類	商品カテゴリ名		公告日時	状況
112	M-18	墨水匣	インクカートリッジ	2020年2月10日	改定